

報 廣 あかいけ

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 No.135号

町の人口

(11月末日現在)

総人口	8,891人
男	4,172人
女	4,719人
世帯数	2,677世帯

赤池町社会福祉協議会より

老令者に見舞金を！！

赤池町社会福祉協議会から年末に高令者に対して見舞金を贈呈しました。

老令者達は思わぬお年玉をいただきました。

赤池町福祉見舞金
90才以上 三千円

赤池町社会福祉協議会から年末に高令者に対して見舞金を贈呈し、と大喜びでした。



赤池町社会福祉見舞金を受けるお年寄達
(老人ホーム天郷荘)

- 80才以上一人暮らし 二千円
- 寝たきり80才以上 二千円
- 80才以上老夫婦 二千円
- 重度身障者 二千円
- 長期療養入院患者(結核) 二千円

町内入院患者80才以上 二千円

老人ホームのお年寄大喜び！

このたび当荘収容のお年寄り達へ温かいお心尽しの慰問金を当町から90才以上の高令者には三千円、町内入荘者には二千円、町外入荘者には千円御恵贈下され誠に有難く厚くお礼申し上げます。当荘の老人達は正月の小遣いがあったと言って大喜びです。又、旧年中に慰問金品を当荘に下さいました方々には、次の町時報に登載してお礼を申し上げます。

一月十五日(月)は成人の日です

今年赤池町で成人になる若者は総数で二百一名

- 男 九七名
- 女 百四名

- 地区別
- 上野地区 三十八名
- 市場地区 四十一名

ご成人おめでとうございます

赤池町役場
赤池町教育委員会
赤池町選挙管理委員会

赤池地区 百二十二名
人生行路の第一歩として選挙権ができます。
成人になられた方達は責任のある行動をとり将来の赤池町をなう若者として一生懸命動んで下さい。
成人式は一月十五日
赤池中学校体育館にて行なわれました。



福岡県青少年育成指導員に赤池町より岩城辰美氏が委嘱される

交通の「おじさん」で毎朝雨の日、風の日も赤池駅踏切りで良い子の通学を指導し「カー族」からは、けむたいおやじの岩城辰美さんは又少年補導員として青少年の悪への道の踏切者としても大活躍をしていられますが、このほど福岡県青少年育成連合会より育成指導員に委嘱されました。

岩城辰美さんは身障の身体でかつ又職業をもっておられるその僅かな暇を使って社会教育への熱意を燃され青少年の非行防止に日夜を問わず尽力されている手腕を県より認められたものです。今後の活躍をお願いする次第です。

「若者の集い」に集まろう！

このたび町内の青年達による、青年の親睦と交流をはかり青年活動を盛り上げるためにヤングの集いを開催いたしますので、だれでも気軽に参加して下さい。

- ①日時 一月二十七日(土)午後七時
- ②場所 赤池町公民館
- ③催し フォークダンス、歌、ゲーム等



赤池中学校剣道部員の五名に初段の段位を授与される。

暑さや寒さともわず病気にも負けないで来る日、去る日を剣道いぢずに、しかも下級生をいたわり教え導きながらただひたすらに男への中学生若武者五名が去る十二月の初段試験に大量五人の合格者を出して日頃の精進の甲斐あって指導者太田敏男先生、原田悟先生剣道部長を囲みなお一層の練習を心に誓い又下級生はこれに続くようにと祈り合いました。

晴れの昇段に一校五名を出したのは県下で赤池中学校が初めてです。晴れの初段者はつぎのとおりです。

- 村井良弘君、宗定和弘君
- 池田浩生君、池田隆彦君
- 末松志貴君

交通事故防止について

年末年始は皆さんの気持がゆるみがちです。新年を迎えて今年も赤池町全体で交通事故を防止し交通安全宣言を住民が一丸となって守るようにしましょう。

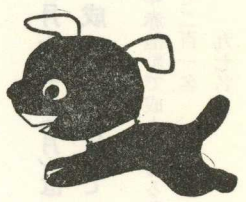
次のことを皆で守り交通事故を起したり、事故にあわないようにしましょう。

- 1、飲酒運転は、絶対にやめましょう。
- 2、飲酒運転は、絶対にやめましょう。

また、まわりの人も、自動車を運転する人には酒を飲ませないようにしましょう。

また、まわりの人も、自動車を運転する人には酒を飲ませないようにしましょう。

また、まわりの人も、自動車を運転する人には酒を飲ませないようにしましょう。



赤池町 飼い犬取締条例

(こう傷犬に対する措置) 第八条 町長は、野犬による人畜その他に対する危害防止のため野犬の捕獲を行う場合において、通常の方法では捕獲が著しく困難な事情があると認めるときは、わな又は薬物を使用して野犬を捕獲することができる。

2 町長は、前項の規定により野犬の捕獲を行うときは、あらかじめ、その区域、区域及び方法を定めて、その区域内におけるすべての飼い犬のけい留を命ずる旨の告示をし、当該区域内及びその住民に周知させなければならない。

3 第一項の規定による野犬の捕獲は、狂犬病予防法第三条に規定する狂犬病予防員の監督のもとにあらかじめ町長が指定した野犬捕獲場所で行う。

3 第一項の規定による野犬の捕獲は、狂犬病予防法第三条に規定する狂犬病予防員の監督のもとにあらかじめ町長が指定した野犬捕獲場所で行う。

3 第一項の規定による野犬の捕獲は、狂犬病予防法第三条に規定する狂犬病予防員の監督のもとにあらかじめ町長が指定した野犬捕獲場所で行う。

り、又スピードのだしすぎや無理な追越しはやめましょう。

獲人を使用して捕獲させるものとす。

- 4 狂犬病予防員及び野犬捕獲人がその業務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(立入調査) 第十条 町長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員をして飼い犬を飼育又は管理している場所(人の居住する建物を除く。)に立って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(罰則) 第十一条 第三条の規定に違反して飼い犬をけい留しなかった者、第四条の規定に違反して飼い犬を捨てた者又は第七条第一項の規定による届出を怠り、もしくは偽りの届出をした者は、五千円以下の罰金に処する。

2 第八条の規定による措置命令に従わなかった者は二万円以下の罰金に処する。

3 第十条の規定による立入調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、もしくは忌避し又はその質問に対し偽りの答えをした者は二千元以下の科料に処する。

議会だより

町議会事務局

昭和四十七年第十一回町議会(十二月定例議会)が、十二月四日(月)開かれ、町長提出議案十五件、請願一件を議題とし、それぞれ原案どおり可決いたしました。議案及び請願は次のとおりです。

◎昭和四十六年度一般会計決算の認定。
歳入 七六一、九七二、二七五円
歳出 七六一、六三三、八一九円

◎昭和四十六年度特別会計国民健康保険決算の認定。
歳入 四三、四四一、三四五円
歳出 四三、三〇四、五二八円

◎昭和四十六年度特別会計赤池橋架設準備積立金決算の認定。
歳入・歳出 七二九、九六八円

◎昭和四十六年度特別会計住宅改修資金貸付事業決算の認定。
歳入 二、二二一、五五三円
歳出 二、一〇三、五〇五円

◎昭和四十六年度特別会計土木田簡易水道決算の認定。
歳入・歳出 三、〇四〇、〇〇〇円

町職員の給与に関する条例の一部改正。(単純労働職を含む)

町長 二一四、〇〇〇円
助役 一八一、〇〇〇円
収入役 一五六、〇〇〇円

◎町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
特別取組審議会の答申に基づいて改正
議長 六一、〇〇〇円
副議長 五五、〇〇〇円
議員 五一、〇〇〇円

◎町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正
町職員との給与に關し人事院勧告により国家公務員の給与が改正されたので、これに準じて改正
教育長俸給表三号俸 九九、七〇〇円

◎一般職の職員の通勤手当支給方法に関する条例の一部改正
通勤距離が片道二キロメートル以上で原動機付の交通用具を常用として通勤する職員 一、〇〇〇円
その他

◎訴えの提起について
赤田耕作名義の土地は個人所有名義となつてゐるが実質的には部落有財産で、法的には、町の管理に属するよう定められてゐるの第九区、第十区の住民の権利は保持しながら町名義とするための訴え。
訴えの代理人 敷地隆光弁護士(福岡市)

◎工事請負契約の締結
昭和四十七年度臨時石炭鉱害復旧事業(瀬ヶ谷下水道復旧工事)
着工 昭和四十七年十一月三十日
完成 昭和四十八年三月二十日
工事費 一千六十七万円
請負者 崎山組(方城町)

◎昭和四十七年度一般会計補正予算
補正額 九千九百七十四万三千円
これにより昭和四十七年度一般会計予算総額は、一億百七十六万六千円となる。

◎町教育委員会委員選任について
教育委員一名が十二月二十一日任期満了となるため、選任委員住所氏名 赤池町大字赤池四一五番地 内田波夫(うぢだなみお) (大正四年九月二十五日生)

恩給・年金制度の改善に関する請願

請願紹介議員 定宗美義 太田勝治
本議会の決議書を関係機関に送付する事により請願の主旨を了として採択と決定し、決議書提出

●恩給、年金制度の改善に関する決議
この決議書を左記関係機関に提出した。
▽内閣総理大臣(田中 角栄)
▽大蔵大臣(植木庚子郎)
▽自治大臣(福田 一)
▽厚生大臣(塩見 俊一)
▽総務長官(本名 武)

出席議員 十八名
欠席議員 〇名

田川郡町村対抗 駅伝大会に初出場 堂々四位に入賞

さる十二月十七日(日)本年の最後を飾るにふさわしい町村対抗駅伝大会に赤池町が初出場し、参加チーム十八チームで彦山駅前をスタートして川崎町役場まで五区間二十七キロメートルを走りし

一区を十位で二区にタスキを渡した赤池チームは四区で一挙に五人を抜き、最後五区で又一人抜いて初出場にて四位でテープを切り

交通マナー学習で 少年少女サイクリング大会終る

冬を忘れた様な陽光の下十二月三日午前九時から少年少女サイクリング大会が公民館と町体協の指導で催されました。

集った少年少女八十名町公民館を出発し、小峠の坂やカーブも何のその六班に分れて一キロメートルもつづく銀輪部隊は風船をハンドルに高く上げ、体協のおじさんの先導で瀬田町を経て筑豊レクリエーションセンターまで筑豊サイクリング道路へここでゲーム、正しい自転車の乗り方を学習して、直方へそして赤池町へと規則正しく朗らかに終日を一人の事故もなく楽しいサイクリング大会を終えました。

新しい年にはたくさんさんの参加を願います。



青少年非行化防止

(その四)

この広報あかいけに青少年の非行防止を町民の皆さんによびかけて四回目ですが、明るい町の建設は明るい少年づくりから、少年の非行防止は明るい家庭づくりからの一語につきると思いますが、町の非行の状態は悲しいことに、日時をかさねて上昇してきています。

年令は低年化して、中学の下級から小学校の五年位までにむしばんで来ています。

赤池中学校の昭和四十六年四月より十月まで警察補導のデータは表のとおりです。

自分の子供は人の子供ではありません。赤池町の子供です。

シンナー、ボンド遊びやワイセツの非行が多くなっています。

高校生の高学年になると進学、就職という人生の転機と考え方が高度化して来て減少しているようです。

非行を見たり聞いたならば、すぐもよりの警察か各学校の補導の先生もしくは少年補導委員にお知らせ下さい。皆さんの御協力をお願いします。

○の内の数字は女子

※ 赤池中学校生徒の警察補導数

区分	学年 件数	1年生		2年生		3年生		合計						
		件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員					
窃盗	6	①	7	①	4	5	1	5	①	11	①	17	②	
ワイセツ	1		1							1		1		
喧嘩未遂 (他校)							2		9		2		9	
校外交友 (外泊)	1		1		1	1	8	①	19	①	10	①	21	①
怠学	3		5		3	4	6		21		12		30	
喫煙	7		15		5	8	12		34		24		57	
シンナー ボンド遊び	2		4		3	3	5		15		10		22	
夜間徘徊 (深夜)	1		1				2		11		3		12	
家出	1		2		1	1	3		5		5		8	
計	22	①	36	①	17	22	39	①	119	②	78	②	177	③

赤池町役場案内

(その一)

今年より連載で町役場内の案内をします。

住民の皆さんは役場内を良く知ってほしいと思います。

第一回目は総務課を御案内します。

総務課長 池田甲子生

課長補佐 江藤 剛

財政係長 藤村 友也

文書広報係

選挙管理委員会以上です。

庶務係

人事給与及び職員の仕事に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

事務に関する

“明るく清き良い町に”



駅前公園を清掃する四季会員の皆さん

駅前公園を きれいにしましょう!

赤池駅前広場は町民のもので

す。町外から赤池駅に降りた人は駅前公園をもつ赤池町の人々にうらやましさを感じるといっています。

しかしその公園が駐車場やゴミ

捨て場になっては上野峠をもつ池町の恥です。

四季会員の力できれいな町に

新しく迎える昭和四十八年こそ

とめに出てゆく町民、観光に

来る町外の人の「憩いの場」と

して町民一人一人の手で美しく

「さんさくの間」として守って

きましょう。

駅前公園は町民の姿です。



赤池町公民館句会

白石天留翁 選

陶土干すその傍に消炭も

駒女

玉垣に父の名もあり銀杏散る

春翁

枯れてゆくものに深々雨降り

水心子

霜の夜陶土掲く音正確に

昭女

落葉舞ふ空の高さの限りなく

青甫

水漬きたる舟あるのみの湖の冬

一步

恰好の枝に掛大根あたま

よし子

裏作を磨めし刈田の広々と

天留翁

選者 吟

天留翁

赤池町国民健康保険 運営協議委員はど んな人が選ばれるか

国民健康保険運営協議委員は、赤池町国民健康保険被保険者を代表する委員三名、国民健康保険医を代表する医師(歯科医)三名、赤池町町議会議員のうち公益を代

表する委員三名、計九名の委員で運営しています。国民健康保険運営委員の任期は二年です。国民健康保険運営協議会委員の主な仕事は国民健康保険の税率を決めたり、保険給付の種類及び内容の変更や保険施設の実施大綱その他保険に関する重要な事項など決めたりします。

あつて長き夜とも短かき日ともわきまえず
この時から句狂君の肉眼は盲ひたが心眼は開けたのである……と
俳聖高浜虚子は言っている。
月に出て杖と歩みをおのづから
句狂

野路楽し蝶(いなご)はらはら杖をうつ
句狂
杖ついて子に従って初詣
句狂

このように盲人としての悲しみはなく明るく楽しい、失明後、俳句一途に生きてそして若くして逝った句狂は筑豊に尊い文化の灯をともしたと云っても過言ではない。
(句狂は赤池駅前旅館寿屋が生家である。)

『緒方句狂をしのぶ』

緒方句狂は昭和九年五月八日坑内作業中ダイナマイト事故により中年にして失明し悲歎懊惱の中から俳句を始め遂に全国的に盲俳人句狂の名をほしいままにした人物である。

昭和四十七年十一月二十五日忌の追悼句会を催した。当町出身の文化人として誇るものである。「両眼摘出屋夜をわかたず」と

お知らせ



ジフテリア予防接種

該当者

1 昭和48年4月小学校に入学するお子さん。

2 昭和48年3月に小学校を卒業する児童。

イ 期日 場所

1月17日(水) 上野小学校

1月23日(火) 市場小学校

1月24日(水) 赤池町公民館

尚、時間はいずれも13時30分から15時まで、料金は無料です。

三種混合予防接種

(百日ゼキジフテリア破傷風)

該当者

1 生後3ヶ月以後の赤ちゃんでまだ1度も受けていない人

3 再接種(初回免疫)

2 昭和47年の三種混合の初回免疫を3回受けた人

1 再接種(追加免疫)

イ、期日 場所

第1回目

1月18日(木) 赤池町公民館

第2回目

2月21日(水) 赤池町公民館

第3回目

3月22日(木) 赤池町公民館
口、時間はいずれも13時30分から15時まで、料金は無料です。

ハ、母子手帳を必ず持参して下さい。

尚、もれた者は4月に追加日程を予定しています。

塵芥ゴミ収集日程表

毎月 一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日の収集地区

◎猿田 上の原1、2、3 板屋

凶地 赤池団地 下町1、2 東

組、中組、西組、岩屋組 大和町

1、2 昭和町 稲荷町1、2、

車道4 本町1、2、3、

毎月 二日、七日、十二日、十七日、二十二日、二十七日の収集地区

◎貴船1 2、3 車道1、2、

3 高尾1、2 高尾団地 町営

伏原 下寿町、上寿町、西寿町、

徳入原上、下 伏原1、2、3、

4 旭ヶ丘

毎月 三日、八日、十三日、十八日

二十三日、二十八日の収集地区

◎猿田を除く市場全地区 南町、

梟宮伏原、伏原、西町中町、北町

東町、下西町

毎月 四日、九日、十四日、十九日、

二十四日、二十九日の収集

地区

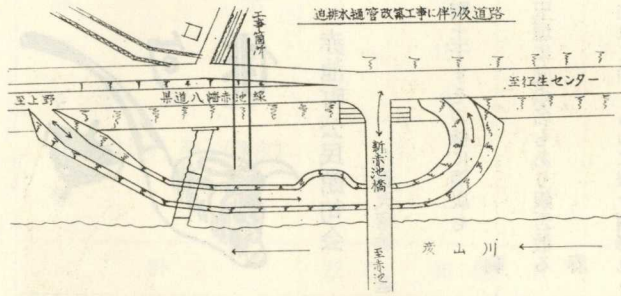
◎上野地区 松本町 朝日町 上
桜町 下桜町 西ヶ丘 新町

県道八幡～赤池線

全面通行止について

県道八幡～赤池線は迫樋管改築工事を一月五日より三月末まで行いますので全面通行止になります。御利用の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが御協力下さいませようお願いします。

なお仮設道路は図のとおりです。(迂廻路)



沖繩における講和前の人身被害者の方々に対する見舞金の支給について

占領中、沖繩においてアメリカ合衆国の軍隊、またその要員などによる交通事故や暴行その他の不法行為のため死亡した人、またはケガをしたり病気になる人、または「琉球人の購和前補償請求の支払について」による支払をうけなかつた方々に、このたび「沖繩の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律」に基づいて、国から見舞金が支給されることになりました。

次に該当する人は、この法律による見舞金を申請することができます。

ただし、被害者の重大な過失に起因する場合は申請できません。昭和20年8月16日から昭和27年4月28日までの間に沖繩において合衆国軍隊または、その要員の行為により人身被害をこうむつた日本国籍を有する沖繩住民またはその遺族で、昭和42年高等弁務官布令第60号による支払いを受けられなかった者。

今回支給される見舞金は、遺族見舞金、葬祭見舞金、休業見舞金、障害見舞金ならびに慰謝料ですがこれら支給額はさきに米軍が高等弁務官布令第60号で支払つた例に

準じたものになります。

なおこの見舞金の申請および問合せは次の所で取り扱っています。

810 福岡市中央区大手門2丁目5番15号

福岡防衛施設局事業部業務課 電話(78) 61331

803 北九州市小倉区田町2-98

小倉防衛施設事務所業務課 電話(56) 2434

※ この見舞金の申請期限は、昭和48年5月14日までとなっておりますので、該当の方は早めに申請して下さい。

お礼

- 一金一封 木村祀兜殿
 - 亡父繁松殿(八支所)
 - 一金一封 佐藤スギエ殿
 - 亡母タツミ殿(十一支所)
 - 一金一封 加治馨殿
 - 亡父虎彦殿(一支所)
 - 一金一封 太田正孝殿
 - 亡父平市殿(四支所)
 - 一金一封 佐々木義孝殿
 - 亡父市郎殿(十一支所)
 - 一金一封 長谷川孝士殿
 - 亡父義夫殿(十一支所)
- 以上香典返しとしてそれぞれ社会福祉協議会へ寄付されました。